

各種支援策

将来、農業経営の担い手となることが期待される意欲的な新規就農者への支援制度があります。

●長期農業研修時の支援

(H30.4.1現在)

区分	事業名	対象	限度額 助成額	助成等の要件	助成期間
国	農業次世代人材投資事業 (準備型) 農業技術および経営ノウハウ取得のための研修に専念する就農希望者を支援	就農時 45歳未満 (※夫婦一人 ずつ対象)	150万円/年	適切な研修を行っていない、研修終了後1年以内に就農しなかった、給付期間の1.5倍の期間就農を継続しなかったなどの場合、全額返還	研修期間 2年まで
町	長期農業研修生住宅助成事業	家族世帯	30万円/年	民間住宅の家賃等の月額3万円を超えた額について助成	研修期間
農業 北海道 公社	農家研修受入体制強化事業	就農研修者	14,566円/年	傷害保険加入掛金2/3以内	研修期間
	大型特殊免許取得支援事業	就農研修者	50,000円	免許取得経費1/2以内	研修期間

●就農時の支援

(H30.4.1現在)

区分	事業名	対象	限度額 助成額	助成等の要件	助成期間等
国	農業次世代人材投資事業 (経営開始型) 経営リスクを負っている新規就農者の経営を支援	就農時 45歳未満 (※夫婦で共同 経営1.5人分)	・1年目並びに前年 所得100万円未満 150万円/年 ・前年所得100万円 以上350万円未満 変動	経営開始計画を実行するために必要な作業を怠るなど、適切な就農を行っていない場合、全額返済	経営開始後 5年間まで
町	新規就農者等就農支援事業 (貸付事業)	就農時 50歳未満	500万円	無利子 償還13年以内 (据置3年以内)	1回
	新規就農者等就農支援事業 (助成事業)	就農時 45歳未満	・独立自営 200万円 ・法人構成員 50万円 ・法人従業員 10万円	助成金につき償還の必要はないが、就農後、5年以内に離農した場合は全額返還。	1回
	新農業人研修奨励事業	新農業人	20万円	機構が定めた研修の受講	1回
公庫 資金	青年等就農資金 農業経営を開始するのに必要となる機械・施設の購入等に必要な資金の融資 (ただし、農地取得に要する経費を除く)	認定新規就農者	3,700万円	無利子 償還12年以内 (据置5年以内)	経営開始後 5年間まで
JA	新規就農応援事業	認定新規就農者 18歳以上45歳未満	20万円	対象費用は農業費用とする	3回まで

●営農への支援

(H30.4.1現在)

区分	事業名	対象	助成率	内容
J 美瑛 A 町	トマト増反振興対策事業 助成事業	JA組合員等	・ハウス/40% ・加温機・ボイラー /40%	ハウス/町が20%、JA取得による賃借契約で年間賃借料の20%を助成 加温機・ボイラー/町が20%、JA取得による賃借契約で年間賃借料の20%を助成
J 美瑛 A 町	土づくり事業 助成事業	JA組合員等	・緑肥種子/80% (景観作物/85%) ・堆肥運搬料/60%	良質な土づくりに不可欠な緑肥作物の種代、並びに堆肥運搬料の一部助成

※認定新規就農者・・・市町村長から青年等就農計画の認定を受けた者

(18歳から45歳未満又は65歳未満の特定の知識・技能を有する中高年齢者)